

私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全ての意志ある私立の高等学校等専攻科の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、専攻科生徒がいる低所得世帯を対象に給付する私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金（以下「給付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

なお、本事業は国が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）に該当するものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等専攻科 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程を有するもの又は国家資格者養成課程を有するものをいう。
- (2) 生計維持者 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項第4号又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項第4号に規定する「生計維持者」をいう。
- (3) 専攻科生徒 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条又は国の設置する高等学校等に係る高等学校修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者（同条第4号に該当せず、当該補助要件を満たさない者であって、次条第2項の規定を適用したならば、その保護者等が給付対象者となる場合にあっては、当該補助要件を満たさない者を含む。）をいう。ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁対象となる者で、特別育成費（母子生活支援施設の専攻科生徒を除く。）が措置されている者及び特別支援学校の専攻科に在学する者を除く。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、給付を受けようとする年度の7月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 私立の高等学校等専攻科に在学する専攻科生徒の生計維持者であり、県内に住所を有する者
 - (2) 給付金を申請する年度における生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である者
- 2 前項第2号に該当しない者のうち、給付を受けようとする年度の3月1日までに生計維持者の失職等その他やむを得ない事情により家計が急変し（以下「家計急変」という。）、基準日（基準日の翌日以降に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日。ただし、家計急変があった日

が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日。)において、生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる者は給付対象者とする。

(給付金の給付額等)

第4条 前条第1項に該当する者の給付金の給付額は、専攻科生徒1人当たり、年額52,100円とする。

2 前条第2項に該当する者の給付金の給付額は、次に掲げる区分に応じた額とする。

(1) 基準日以前に家計急変した者 第1項で定める額

(2) 基準日の翌日以降に家計急変した者 第1項で定める額に、家計急変があった日の翌月(家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月。)から当該年度の3月までの月数を乗じて、12月で除した額(1円未満の端数切捨て)

(前倒し給付)

第5条 給付金の給付を受けようとする年度に入学した専攻科生徒の生計維持者で、当該年度の4月1日において、第3条各項に該当する者は、4月から6月分に相当する額として、前条第1項又は同条第2項第1号の給付額に4分の1を乗じた額の給付を受けることができる。

2 前項の給付を受けた者で、基準日において第3条各項に該当する場合は、前条第1項又は同条第2項第1号の給付額から前項の給付額を差し引いた額を給付する。ただし、当該給付額を前項の給付額が上回る場合は、前項の給付額を年額とする。

3 第1項の給付を受けた者で、基準日の翌日以降に家計急変し、第3条第2項に該当する場合は、前条第1項に定める年額から第1項の給付額を差し引いた額を上限として前条第2項第2号に定める額を給付する。

(給付申請及び認定)

第6条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、専攻科生徒の世帯の状況について、次の掲げる期間(以下「申請期間」という。)までに岩手県知事(以下「知事」という。)に申請するものとする。

(1) 第3条第1項に該当する者 当該年度の7月1日から9月30日(やむを得ない理由により申請期間に申請することができない場合は、12月31日)までの期間

(2) 第3条第2項に該当する者のうち、基準日以前に家計急変があったもの 当該年度の7月1日から9月30日(やむを得ない理由により申請期間に申請することができない場合は、12月31日)までの期間

(3) 第3条第2項に該当する者のうち、基準日の翌日以降に家計急変があったもの 随時

(4) 第5条第1項に該当する者 当該年度の4月1日から6月30日までの期間

2 前項による申請は、次の表の左欄に掲げる専攻科生徒の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を様式第1号による給付申請書に添付して行うものとする。

専攻科生徒の区分	書 類
県内の高等学校等専攻科に在学する専攻科生徒	ア 第3条第1項第2号又は同条第2項に該当することを証明する書類 イ その他県が必要と認める書類
県外の高等学校等専攻科に在学する専攻科生徒	ア 第3条第1項第2号又は同条第2項に該当することを証明する書類 イ 様式第2号による在学証明書 ウ その他県が必要と認める書類

- 3 知事は、第1項に基づく申請を受理したときは、受給資格を審査し、給付を決定したときは様式第3号による支給決定通知書を、給付を決定しなかったときは様式第4号による不支給決定通知書を、申請者に通知するものとする。
- 4 前項による支給決定通知書を受けた者は、様式第5号による振込口座届を提出しなければならない。

(給付回数等)

第7条 給付金は、年度ごとに給付することとし、給付の回数は一人の専攻科生徒につき年1回、在学している間の通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とし、前条第4項の規定に基づき提出された振込口座届により口座へ振込むものとする。

- 2 前項に規定にかかわらず、第5条の規定による給付に限り、分割して給付を受けることができる。

(代理受領等)

第8条 学校設置者は、申請書提出時に生計維持者から委任状が提出された場合、給付金を代理受領し、当該生計維持者が負担する授業料以外の教育費に充当することができる。ただし、充当後に残額が生じた場合は保護者等に対し、別に定める方法により、返金しなければならない。

(給付金の返還等)

第9条 給付金は、基準日の翌日以降（第3条第2項の場合においては、基準日以降に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日（ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日。）及び第5条第1項の場合においては、当該年度の4月1日。）の状況により給付するものとし、給付後に世帯状況の変化、専攻科生徒の休学並びに退学があった場合であっても、知事は生計維持者に給付金の追給及び返還の請求を行わないものとする。ただし、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは全額返還の請求を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行し、令和3年度分の事業から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和4年5月17日から施行し、令和4年度分の事業から適用する。

第2条 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、本則中「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。